



Title	公法判例研究
Author(s)	小川, 一茂; OGAWA, Kazushige
Citation	北大法学論集, 51(6), 239-251
Issue Date	2001-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15062
Type	departmental bulletin paper
File Information	51(6)_p239-251.pdf



公法判例研究

小川一茂

県の公立学校教員採用候補者選考審査に係る択一式問題の一部及びその解答が、高知県情報公開条例（平成二年高知県条例第一号、平成一〇年高知県条例第五号による改正前）六条八号に非開示事由として規定する事務事業情報に当たらないとされた事例

高松高裁平成一〇年二月二十四日判決（平一〇（行コ）第二二
号、公文書非開示決定処分取消請求控訴事件）判例時報一七〇
四号五〇頁

事案の概要

X（原告・控訴人）は高知県に事務所を有する、いわゆる権

利能力なき社団である。また、Y（高知県教育委員会、被告・被控訴人）は、高知県情報公開条例（平成一〇年高知県条例第五号による改正前のもの。以下、「本件条例」という。）二条所定の実施機関である。XはYに対し平成六年一〇月六日、本件条例五条に基づき、平成六年七月二五日に行われた平成七年度

を通知した。Xは、平成六年一月八日、本件処分を不服としてYに異議申立をしたところ、Yは平成八年一月二五日、これを棄却する旨の決定をし、Xに通知した。そこで、Xは本件処分の取消を求めて、訴えを提起した。

採用予定者を選考するための資料を充足することを目的として実施された審査問題の一部（以下、「本件文書」という。）の開示を請求した。なお、この選考審査は、一次審査と二次審査からなり（一次審査の合格者が二次審査の対象となる。）、一次審査は、教職教養筆記審査、専門教養筆記審査、実技審査（音楽、家庭、英語及び体育の各教諭）及び集団面接審査であり、二次審査が論文、適性審査及び個別面接となっている。本件文書は一次審査の教職教養筆記審査のうち、基礎的、基本的な教職教

原審（高知地裁平成一〇年三月三十一日、判例時報一六七七号四一頁）は本件文書の非開示文書（本件条例六条八号）該当性について、①択一式問題等の一般的な非開示文書該当性と、②一部開示（択一式問題等の中の本件文書部分と限定しての開示請求）における非開示文書該当性について、以下のように判断をした。

養分野の択一式問題及びその解答記載部分（以下、「択一式問題等」という。）の一部で、教育心理の領域に関する問題及び解答部分である。YはXからのこの請求に対し、同月一八日、本件文書を開示すると、今後実施する教員選考審査事務事業の適正な執行に著しい支障となるなど（本件条例六条八号）として非開示を決定（以下、「本件処分」という。）し、Xにその旨

まず①については、(1)審査後は、その問題及び解答が開示に馴染まないものではなく、また、Yの内部文書であること、Yの裁量に基づき作成された文書であることは、本件条例に列挙された非開示事由に該当しない。(2)受験生（原審判決本文では「受験」とされているが、一般的には「受験」という表現が用いられることが多いので、以後、この表現を使用する。）にとつては、従前より出題範囲等の予測は可能であり、択一式問題等を開示したことで、受験生の受験準備状況に変化はなく、また、審査に際しては総合的な検討をすることとなっており、開示したことで直ちに適切な受験生を採用することが困難になるとは

考えられない。(3)受験生は今までもある程度問題を予測し、受験対策を施して審査に臨んでおり、開示したことで、従前と異なり、本件選考審査事務事業に著しい支障が生じるほど選考に困難が生じるとは考え難い。このように、(1)乃至(3)では本文書の公開を肯定する判断がされた。しかし、原審判決は結局、以下のような理由でXの請求を棄却した。すなわち、(4)択一式問題等を開示すれば、それについて各種の批判等がなされることは当然に予測され、それゆえ、作問作業はそれらの批判等を予想しつつ行うこととなり、問題作成者の精神的、物理的負担は重くなる。ところで、作業の性格から、現在のところYの問題作成者になりうる人材は限定されるところ、択一式問題等の開示によるこれ以上の負担増は、短期間で行わなければならない作問作業に重大な影響を与えると予測され、問題作成者の確保が困難になる可能性が大きい。ここで、教員採用候補者選考基準を明確にし、問題作成者を各方面から招集するなどの体制に改めないで、択一式問題等を開示することは、本件選考審査の円滑な事務事業の執行に著しい支障となり、しかも、その体制を改めるためには、新たな人材獲得の他、法令の整備、予算等の検討も必要であって、直ちに体制を整えることは困難である。よって、現在のYの作問作業の体制のもとでは、Yにおけ

る作問作業の円滑な遂行に著しく支障が生じる可能性が大きく、現時点での開示は不相当である。

他方、②については、一部開示であっても、続けて一部ずつ開示請求されることは容易に予測できるから、一部開示であることを理由に開示することはできないこと、また、出題に疑義がある問題だけを開示するといつても、疑義の概念は定義が困難なこと等から、疑義の有無で開示文書か否か区別することはできないとした。

これに対し、Xが控訴したが、本件である。

判旨

本判決は、本文書の非開示事由該当性につき、以下のよう
に判断してこれを否定し、原審判決を取り消してXの請求を認
容した。

① 本文書の性質について

本文書が本件条例六条八号所定の非開示事由に該当するた
めには、それを「開示することにより、Yの行う教員選考審査
事務事業の目的が失われ、又はこれらの事務事業の公正若しく
は円滑な執行に著しい支障を生ずることが認められなければな
らない」が、問題を開示しても試験の実施後であれば当該事業

の目的を失わせることなく、著しい支障を生じることとはできない。また、本件処分は行政不服審査法四条一項一号の規定する処分にあたるが、「本件条例には同法所定の不服申立ての対象にならない行政処分に関する情報が記載された文書を一律に非開示とする旨の規定はなく」、また、そのような文書が性質上開示になじまないとはいえない。

② 一部開示における非開示事由該当性

本件文書は択一式問題及びその解答の中の一大問にすぎず、これだけを開示しても「択一式問題等の出題範囲や問題の内容ないし傾向等をも容易に予想させるものとは到底いいがたく」、審査の目的を達することができなくなるとはいえない。また、本件処分の当否については、開示を求められている本件文書それ自体が非開示事由に該当するかを問題とすべきであり、「いまだ開示を求められていない文書が開示されることを前提にそのことによる支障を生ずるか否かを論ずることは失当というべきである」。

③ 審査問題の作成と作成者の確保

現在の作問体制からすれば、「個々の問題作成者の物理的・精神的負担は相当重いものであると推認でき」、本件文書の開示により批判等に曝されることで問題作成者の精神的負担がよ

り増加することは容易に推測できる。しかし、この物理的・精神的負担は「限られた条件の下で、将来の公教育の担い手となるべき教職員の選考に当たるといふ重大かつ重要な職務を遂行しているからにほかならず」、問題の公開如何で「その職務遂行に対する負担が加重され、又は軽減されるといふ性質のものではない」。また、開示により批判等が寄せられることが予想されるが、「それ以上に、一般的に審査問題の作成が困難になり、問題作成者の人材確保が困難になるなど」の事態が生じると考えることは飛躍に過ぎる。

④ 不公平な状態の創出

本件文書の公開により県内の受験生と県外の受験生との間で不公平が生ずることは否定できないが、このような不公平な状態は「もともと本件条例の予定するところ」といえなくもない。このような不公平な状態を回避するには、本件文書の非開示によるのではなく、開示を前提として「他の適切な方法を講ずる」ことによるべきである。

評釈

本件は、地方公共団体が実施する教員採用試験の問題の開示が請求された事例であり、このような事例は珍しく、また、実

務に与える影響も少なくないと考えられる。本件における争点は①択一式問題等の一般的な非開示事由該当性と、②一部開示の場合の非開示事由該当性の二点であるが、本判決の特徴は①の判断にあたって、本文書の開示により、一般的に審査問題の作成が困難になり、問題作成者の人材確保が困難になるといふ、Y主張のY内部での作問作業の体制という事情を事務事業執行情報該当性の判断の際に認めなかった点にある。本評釈ではこのような実施機関内部の作業体制等の事情を、事務事業執行情報該当性の根拠として認めるかという点に絞って、検討を加えることとした⁽¹⁾。なお、本件は上告されており、最高裁に係属中である。

(一) 非開示情報としての事務事業執行情報

情報公開という制度は国、地方自治体に限らず、私人の請求により行政機関が管理している情報を開示する制度である⁽²⁾。この制度は憲法上の「知る権利」を保障するという面を有するとともに、この制度を用いて得られた情報により、住民の国、地方自治体の政治、行政への参加、監視を可能にするという面も有している⁽³⁾。この制度は近年、全国的に定着する一方、平成一年に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(以下、

「情報公開法」という。)が制定され、国の機関の有する情報の開示もはかられるようになった。

しかし、この情報公開制度においても、開示することが妥当でない情報が存在することも事実である。そして、いかなる情報を非開示とするかは、それぞれの制度で定められており、また、制度の設計にあたって重要視されている⁽⁴⁾。こうした非開示情報は大別すると個人情報、法人等情報、事務事業執行情報、合議制機関情報、意思形成過程情報、協力関係情報、社会的障害防止情報等になる⁽⁵⁾。ここで、本件で非開示の根拠とされた本件条例六条八号は、原審判決の認定からすれば、前述の類型のうちの事務事業執行情報について規定したものとみることができ⁽⁶⁾。

本件条例六条八号のように、いわゆる事務事業執行情報を非開示とすることは、一般的といえる。このように、事務事業執行情報を非開示として保護する理由としては、執行に関する情報が事前に開示されることによつて、執行過程が妨害されることを防ぐことにあるとされている⁽⁶⁾。そして、実際にある情報(文書)がこの事務事業執行情報に該当するとして非開示とされたために、その開示を求めて裁判となった事例も多い。そこで、実際に事務事業執行情報としていかなる情報の開示が争わ

れ、また、いかなる理由で、開示あるいは非開示の判断が行われたかという点を検討するために、以下、この事務事業執行情報該当性が問題となった裁判例の主なものを概観しておきたい。

事務事業執行情報該当性が問題となった事例として、知事交際費の公開がある。この点に関する最高裁判例としては、①大阪府知事交際費公開訴訟⁽⁸⁾、②栃木県知事交際費公開訴訟をまず挙げることができる。更に、③大阪府水道部懇談会会議費公開訴訟⁽¹⁰⁾をはじめ食糧費の公開に際しても、事務事業執行情報該当性が問題となった。これら交際費・食糧費以外でも、④警視庁個人情報ファイル公開請求訴訟⁽¹¹⁾、⑤漁業振興基金に対する補助金申請交付に関する文書開示請求訴訟⁽¹²⁾、⑥空港整備事務所の折衝費の公開請求訴訟⁽¹³⁾、⑦過去の入札予定価格等の公開請求訴訟⁽¹⁴⁾等がある。これらに加えて、⑧県立高校の退学者数および原級留置者数の公開請求訴訟⁽¹⁵⁾、⑨教務主任候補者推薦書中の「校長所見」欄の公開請求訴訟⁽¹⁶⁾もまた、公開を請求されている文書の内容が事務事業執行情報該当性が争われている。

このような諸事案を検討すると、事務事業執行情報該当性が問題となった事案に関して、以下の二点が指摘される。第一に、事務事業執行情報という概念が、実務では非公開事由における一般条項として用いられているということである。しかし、例

えば入札予定価格と交渉・交際の相手方に関する情報では、それらは必ずしも事務事業執行情報という同一の範疇で把握できるほど、同じ性質を有していると考えるのは困難といえる。このような状況の下では、事務事業執行情報に含まれる範囲が非常に曖昧であり、その範囲を容易に拡大ないし縮小して解釈・運用がなされる可能性を残している。そのため、今後は、いわゆる事務事業執行情報の規定の手法やそれに含まれる内容について検討する必要がある⁽¹⁸⁾。この点、本件文書がいわゆる教員採用試験の試験問題及びその解答の一部であり、本件条例六条八号において例示されている県の機関が行う試験にあたることから、本件文書の事務事業執行情報該当性が問題になることは条例の規定より明らかといえ、一般論として事務事業執行情報に含まれる範囲の検討は、本判決においては行われなかった。

第二に、開示・非開示が問題となった場合に、裁判所の採用する判断枠組みとして、事務事業遂行上支障が存在することに於いての主張・立証責任を実施機関側に課し、これを十分に果たしていない場合には、開示を命じるという枠組みをとっているということである。すなわち、実施機関側が、事務事業執行情報該当性を理由として非開示とするには、情報を開示することによって、執行過程が妨害される、あるいは、執行のために

必要な情報が得られなくなる旨の立証をしなければならぬことになる。¹⁹⁾確かに、情報の原則開示、非開示はあくまで例外的な場合にすぎないという観点からすれば、開示しないことを裏付ける主張・立証責任は情報を開示すべき実施機関側にある。ことはいうまでもない。しかし、実施機関側は以後の（情報公開制度の）運用を考えてなるべく抽象的な主張立証で非開示を認めさせようとする傾向があることが指摘されている。²⁰⁾これに加え、インカメラ審査が予定されていない現在の裁判制度においては、情報の内容に踏み込んで具体的な判断を行おうとすれば、それは畢竟、開示を請求されている情報の内容が裁判の場で明らかにされることになる。この点について、本判決は立証責任についての言及はなく、Yが主張・立証を果たした上で、なおYの主張を認めないという判断をしたものと考えられる。

(二) 開示に際しての情報の特殊性の配慮

事務事業執行情報該当性の判断にあたり、教育関係の情報に關しては、これを教育情報という範疇を用いて、行政機関が有する他の情報と区別して扱うことが主張されている。²¹⁾ちなみに、前記の裁判例のうち、⑧の第一審では、実施機関側は公開の対象となつている文書が学校教育に関する情報であることを理由

に、他の一般的な行政情報とは異なつた配慮の下に、開示の適否を判断すべきと主張している。しかし、判決において、特に条例で認められたもの他には、その情報の性質等を理由として、特別に緩やかに判断することは容認されないと、この論理は明快に否定された。

本件文書は原審判決が認定したように、高等学校教員の採用予定者を選考するための試験問題及びその解答の一部であり、この点をもつて、教育関係情報として把握することもできる。殊に原審判決では教育関係の情報について、その公開の必要性について述べられている。

しかし、原審判決のこの部分は本判決においては採用されていないことからすれば、本判決は、前記のように教育関係情報という範疇を形成することなく、あくまで本件条例に規定する非開示事由該当性についての判断を行ったもので、従来の裁判例と異なる点はない。本件条例に規定されていない情報の類型をもつて、特別な配慮を加える、あるいは非開示事由該当性の判断を行うことは本件条例の下では避けるべきであり、この点、本判決の判断は妥当といえる。

(三) 事務事業執行情報該当性の判断の際の考慮事項

本件条例六条八号のような事務事業執行情報に含まれる範囲は非常に曖昧であり、実施機関はその範囲を容易に拡大ないし縮小して解釈・運用し得ることは既に述べた。しかし、本件条例六条八号のような規定は、一般的にいって実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではないことは確認されている⁽²²⁾。それならば、開示が請求されている文書について、事務事業執行情報該当性の判断、すなわち当該文書を開示するか否かの判断の際には、ある種の判断の基準、あるいは判断にあたっての要考慮事項が存在してはいまいか。

この点に関して注目されるのが、前述の裁判例⑤、⑦、⑨であり、これらは、開示を請求されている文書の性質に加えて、開示した場合の影響が判断されると看取しうる。すなわちこれらは情報の公開による一次的影響に起因するとみられる二次的影響、あるいは、二次的影響に起因するとみられる三次的影響を考慮して、開示・非開示の判断を行っているといえる⁽²³⁾。このうち、⑦においては、判決の結論それ自体は事案により異なっているが、談合への影響、将来の同種の事業の予定価格の推測ということが考慮された。そして⑨においては、公開すること、記載部分についての批判を前提に文書が作成されざるを得なくなり、人事行政の目的の達成が損なわれるとされた。

これらに対し、一次的影響を認めながら、二次的影響を認めなかったものが、⑤である。すなわち、公開により当該事務事業にある程度の影響があることを認めた（一次的影響）が、そこから当該事務事業に著しい支障が生ずることは客観的に明白とまではいえない（二次的影響）とした。

ここで本判決についてみるに、原審判決が考慮したのは、Yにおける現在の作問作業の体制、及びその作業の体制の下での公開による作業への影響であった。この点につき本判決は、本文書を開示することによる批判等の発生（一次的影響）とそれによる問題作成者の負担の増加（二次的影響）の発生は認めつつも、その結果生じるとYが主張する一般的な審査問題作成の困難さ等の事態の発生（三次的影響）を認めなかった。つまり、作問担当者の物理的、精神的負担の増加は、本文文書の開示によるものではなく、作問作業の重大性の結果生じるもので、この意味で本文文書の開示による将来的な支障の発生について、論理に飛躍があるとしたのである。このことは、問題作成者の負担の増加という心理的、精神的な支障の発生を、結果としてそれだけでは非開示事由として認めなかったことを意味するといえる⁽²⁵⁾。

またここで本件の如く、情報公開のために実施機関の内部事

情が支障になるといふ場合には、実施機関の内部事情それ自体、あるいは内部の体制の不十分さをまず問題とすべきであり、それらを不問にして非開示を認めることは、情報の非開示へのインセンティブを安易に働かせることにもなりうる。これは、情報公開制度の趣旨に反するところであり、このような考慮事項の取扱いを避けるべきであろう。このように考えると、本判決が、一次的、二次的影響から三次的影響が発生することをYが主張するうえでその根拠となったYの作問作業の体制について、これを重視せず、一般的に審査問題の作成等が困難になるといふYの主張を飛躍にすぎると評価したことで、本件文書の開示から実施機関内部の作問作業の体制による支障の発生を認めなかった点は評価できる。本判決の意義はこの点にあるといえる。⁽²⁶⁾

以上のように本判決の論理と結論は、首肯できるものである。しかし、これではYの現在の作問作業の体制を承認することにもなりかねないことから、本判決のといった理論に全く疑問とすべき点がないわけではない。本判決においては、いみじくも作問作業を「将来の公教育の担い手となるべき教職員の選考に当たるといふ重大かつ重要な職務」と評価していることからすれば、更に一步踏み込んで、一般的に審査問題の作成等が困難になるような事態の発生を回避するための努力を本判決において求める途もあったのではなからうか。Yの主張は、まさにYの現在の作問作業の体制が、情報公開に耐え得ない不備なものであることを自ら公言してしているようなものである。ならば、そのような制度の設計、運用をまず改善し、情報公開にも耐え得る制度の設計あるいは運用を行うことが先決といえる。これは決して本件のみの問題ではなく、一般的にも要求されることではあるまいか。

もともと、作問作業の制度の設計あるいは運用等の改善といっても、それが無条件あるいは無制限に行われねばならないものではないことには注意を要する。この点、例えば、費用対効果の視点もまた存在することは否定できない。つまり、情報公開のために不健全・不合理な支出を行うことはできず、予算等の制約がある以上、現実には即した情報公開制度の運用が求められることになる。この際、文書の開示あるいは非開示の判断において、開示により生じる相反する利益と弊害を比較衡量し、判断を行う手法がある。⁽²⁷⁾この手法を採るにあたって、実施機関の内部の制度の設計、運用等の諸事情は当然、開示による弊害の側で考慮されることとなり、これらの事情を比較衡量の要素として勘案しないことは適当ではない。しかし、これらの事情を過大に評価して比較衡量を行うべきではなく、ましてや、そ

れのみを理由として非開示事由（事務事業執行情報）該当性の判断を行うことは避けるべきである。それは、こうした諸事情を重視して開示を請求されている情報を非開示とすることになれば、実施機関側の内部の制度の設計、運用等を改善するインセンティブが働き難い状況が発生することにもなり、そのような状況は、情報公開法や地方自治体の情報公開条例における情報の公開原則からすれば決して望ましいものではなく、むしろそれに反するものになるためである。

結局、本判決は前述のような事態の発生を飛躍にすぎると評価したに留まり、一般的に作問作業の体制を事務事業執行情報該当性の理由として考慮すべきか否かという点については、その判断を見ることはできない。この点で本判決は、実務に対する影響はともかく、情報公開をめぐる一事例としての意味しか持ち得なくなってしまった。このことは、本判決が結論としては妥当であると考えられることからすれば物足りなく、より積極的に、実施機関の内部事情を非開示事由（事務事業執行情報）該当性の判断においていかに考慮すべきかについて言及して判断をしても良かったといえる。それゆえ、本判決については以下の二点を問題点として指摘しなければならない。第一に、心理的、精神的な負担の増加という支障だけでは、非開示事由該

当性の根拠とするには不十分であることをより明確に述べ、また、そのような支障が非開示事由該当性の判断に際して考慮に値しないとすれば、その旨を明らかにするべきであった。第二に、現在の作問作業の体制は、非開示事由該当性の判断においては重視されない事項であること、そして、改善の努力をすべきところをそうせずに、非開示の理由とすることは妥当ではないことを明確にすべきであった。

註

(1) 二〇〇〇年八月二一日現在。

(2) 塩野宏『行政法Ⅰ第二版』（有斐閣・一九九四）二六九頁、芝池義一『行政法総論講義第3版増補』（有斐閣・一九九九）三三三頁。

(3) 塩野・前掲註(2)二六九頁、芝池・前掲註(2)三三三頁。また、本文の他に情報公開制度の目的に、①自治体政府の公開・監視・統制、②市民参加の推進、③市民の自治体政府に対する信頼の向上と同意・協力調達の容易化、④市民の日常生活や業務の利便向上、⑤自治体政府内部での情報の整理・体系化・共有化の進展による職務能率の増進を挙げる見解もある。今里滋一情報の保

護と公開」西尾勝・村松岐夫編『講座行政学第6巻市民と行政』(有斐閣・一九九五)二二二頁。

(4) ここで、非公開の範囲をどのように定めるかが情報公開の成否を決するという指摘がある。藤原静雄『情報公開法制』(弘文堂・一九九八)九四頁。なお、情報公開法制に際しては、非開示情報の規定をいかに定めるかが重要な課題であり、可能なかぎり明確に不開示情報の範囲を定めなければならないとされた。宇賀克也『情報公開法の逐条解説』(有斐閣・一九九九)三九頁、行政改革委員会・行政情報公開部会「情報公開法要綱案の考え方」法律時報六九巻一号六二頁。

(5) この分類は一般的に認知されたものであるという指摘がなされている。藤原・前掲註(4)九五頁。

(6) 平松毅『情報公開条例の解釈』(信山社・一九九八)一七頁。そして、この事務事業執行情報の具体例としては、以下のようなものが考えられている。第一に公開することにより、当該事務事業を実施する意味を喪失させる情報(各種試験問題、契約予定価格等)、第二に公開することにより、反復、継続する同種の事務事業の公正または適正な執行を困難にする情報(工事積算単価表、各種立入検査の実施計画書等)、第三に公開することにより、特定の者に不利益を与え、または住民全体の利益を損なう情報(用地買収にかかわる行政内部での討議記録、訴訟

方針書等)である。兼子仁・堀部政男・石川甲子男・茶谷達雄・吉原弘治編『シリーズ自治体情報政策・情報システム2情報公開・情報提供』(労働旬報社・一九八五年)一四九頁。

(7) 本文中で取り上げた裁判例の他にも、事務事業執行情報該当性が争点となった事案は存在する。それらについては堀部政男「情報公開制度・個人情報保護制度の回顧と展望」ジュリスト増刊『情報公開・個人情報保護』一三頁〜一五頁、第二東京弁護士会編『情報公開条例の研究——適用除外事項をめぐる答申と裁判例』(花伝社・一九九四)二〇二頁以下、井出嘉憲・兼子仁・右崎正博・多賀谷一照編『講座・情報公開——構造と動態——』(ぎょうせい・一九九八)五三六頁〜五三八頁参照。

(8) 最高裁判平成六年一月二七日第一小法廷判決、民集四八巻一号五三頁。

(9) 最高裁判平成六年一月二七日第一小法廷判決、判例時報一四八七号四八頁。

(10) 最高裁判平成六年二月八日第三小法廷判決、民集四八巻二号二五五頁。これ以降、同種の事件においては、この最高裁判決の枠組みに従いつつ、他方で、食糧費に関する情報公開請求訴訟の焦点は、むしろ、個人情報保護の問題へと移っていることが指摘されている。藤原・前掲註(4)一六六頁。また、例えば一つの文書が事務事業執

- 情報と他の非開示事由に該当し、両方で非開示文書に当たるといふ場合には、非開示決定の理由にも両方を挙げる事が望まれるといふ見解がある。兼子仁・関哲夫編著「情報公開条例」(北樹出版・一九八四)一五八頁。
- (11) 東京地裁平成三年三月一日判決、判例時報一三八三号一二七頁。
- (12) 第一審熊本地裁平成五年四月一四日判決、判例タイムズ八二九号一五七頁。控訴審福岡高裁平成六年五月二三日判決、判例地方自治二一九号一九頁。
- (13) 大津地裁平成八年五月一三日判決、判例タイムズ九二二号一〇七頁。
- (14) 横浜地裁平成九年七月一六日判決、判例タイムズ九六九号一七一頁。大阪地裁平成一〇年三月一二日判決、判例時報一六六四号五〇頁。津地裁平成一〇年六月一日判決、判例時報一六七九号二七頁。なお、それぞれの判決の結論については後掲(23)参照。
- (15) 第一審福岡地裁平成二年三月一四日判決、行集四一巻三号五〇九頁。控訴審福岡高裁平成三年四月一〇日判決、行集四二巻四号五三六頁。
- (16) 名古屋地裁平成五年九月一三日判決、判例地方自治二二二号四八頁。
- (17) 行政機関は開示が請求された文書等の開示・非開示の判断をするにあたっては、できるだけ他の適用除外事由
- 該当性(個人情報該当性、法人等情報該当性)を検討すべきであつて、事務事業執行情報該当性を理由に拒否処分をするのは最後の手段あるいは、いわば「その他」条項的に扱うべきであるとする見解がある。井出ほか編前掲註(9)三一五頁。
- (18) 藤原・前掲註(4)九五頁・九六頁。
- (19) 例えば、前掲註(10)の判決においてこの旨の判示がなされている。
- (20) 野村武司・森田明「情報公開判例の動向」法律時報七〇巻六号四六頁。
- (21) 例えば、中川明「学校の情報独占・操作にどう立ち向かうか」季刊教育法一一四号一八頁。なお、ここでは教育情報を大別して、教育行政情報、教育事故情報、教育個人情報とに分類しており、それぞれについて、教育行政情報には学校管理情報、職員会議録、懲戒規定等が、教育事故情報には体罰の報告書、学校事故の報告書、いじめの報告書等が、教育個人情報には、内申書、入学試験成績、健康診断記録、家庭環境調査票等が例として挙げられている。また、同時に教育という営みから直接に情報へのアクセスを導くこと、親の教育情報へのアクセスとこれに対する学校の開示・応答義務を導出する途を推し進めることが主張されている。
- (22) 行政改革委員会前掲註(4)六五頁。宇賀・前掲註

(4) 六四頁。

(23) 本文中で取り上げた①、②、③、④の第一審、⑥、⑧の第一審はいわゆる第三者情報となった事実といえる。これらの事案においては、公開により第三者に不快・不信の念が発生し（一次的影響）、それにより交友関係・信頼関係が損なわれることから（二次的影響）、当該事務事業の執行が困難になる（三次的影響）という論法をとっていると考えられる。しかし、これらに対し本文中で取り上げた裁判例⑤、⑦、⑨においては、公開を請求されている文書に第三者情報は含まれていない。本件文書においても第三者情報が含まれていないことは明らかであるから、本件は公開後の影響が考慮された事実ではあるが、いわゆる第三者情報が問題となった事実とは性格を異にしていると考えられる。

(24) 横浜地裁平成九年七月一六日判決では非開示相当、大阪地裁平成一〇年三月一二日判決、津地裁平成一〇年六月一一日判決では、非開示処分の取り消しという判断がなされた。

(25) 本文中に挙げた裁判例⑤は、一次的影響からの二次的影響の発生は客観的に明白とまではいえないとして立証責任の理論を用いており、本判決とはその論理を異にしていると考えられる。

(26) このような作問担当者への物理的、精神的負担の増加

に關しては、先行する裁判例で比較しうるものが少なく、情報公開に關する従来の裁判例に対する本判決の位置づけ、評価は困難といえる。

(27) 札幌高裁平成九年四月三〇日判決（判例地方自治一九九号二六頁）では、「開示することによって損なわれる法人等の事業利益等と開示することの必要性又は公益上の必要性とを比較考量して…公開の可否を判断する必要がある」と述べられている。